

(お知らせ)

セイヨウオオマルハナバチの特定外来生物への指定等に係る意見の募集  
(パブリックコメント)について

平成18年1月11日(水)  
環境省自然環境局野生生物課  
課長：名執 芳博 (6985)  
専門官：長田 啓 (6982)  
係員：尼子 直輝 (6982)

< 農林水産省同時発表 >

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を所管する環境省及び農林水産省は、同法に基づき、学識経験者の意見を聴きながら特定外来生物等の選定作業を進めています。

平成17年12月19日(月)に開催された特定外来生物等専門家会合で、セイヨウオオマルハナバチを特定外来生物の指定対象とすることが適切であるとの意見及びこれに伴い未判定外来生物並びに種類名証明書の添付が必要な生物の指定対象とすることが適切である外来生物についての意見がありましたので、これらに関し、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、1月11日(水)から2月9日(木)までの間、郵送、FAX及び電子メールにより、パブリックコメントを実施いたします。

## 意見の募集について

### 1. 意見募集対象

別添「意見募集要項」を御参照願います。

### 2. 意見募集期間

平成18年1月11日(水)～平成18年2月9日(木)17:30まで

### 3. 意見の提出方法

御意見のある方は別紙の「意見募集要項」に沿って郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注意願います。

皆様からいただいた御意見は、募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

環境省自然環境局野生生物課  
担当：長田、尼子  
TEL:03-3581-3351(内線6982)  
FAX:03-3504-2175